# 島根労働局

Press Release

島根労働局発表令和6年8月29日(木)

#### 県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について ~88現場のうち38現場(43.1%)で労働安全衛生法に違反~

島根労働局(局長 岩見 浩史)では、管下4つの労働基準監督署において、建設業における 労働災害防止対策の徹底を図るため、全国安全週間を皮切りに、県内の建設工事現場に対する 一斉監督を実施しました。

監督指導を実施した結果、<u>38現場(違反率43.1%)、78事業者(違反率23.9%)</u>に何らかの 労働安全衛生法違反が認められたことから、是正勧告等を行いました。

このうち、6現場については、重篤な労働災害につながるおそれがあることから、設備等の 使用停止命令等の行政処分を行いました。

また、監督指導を実施した全ての現場に対して、熱中症予防対策の実施等について、リーフレットを手交する等により取組の促進を図りました。

島根労働局では、引き続き労働災害の減少に向けた取組を積極的に行ってまいります。

#### 【監督実施結果の概要】

1 実施対象期間

令和6年7月1日(月)から同年7月26日(金)

2 監督実施建設工事現場数

建設工事現場数 88 現場 (全事業者数 元請事業者:88、下請事業者:238) 326 事業者

3 労働安全衛生法違反の状況

違反現場数 38 現場 (違反率:43.1%)

違反事業者数 78 事業者 (違反率:23.9%)

(元請事業者:38、下請事業者:40)

使用停止命令等 ( ) 6 現場 (違反率: 6.8%)

9 事業者 (違反率: 2.8%)

重篤な労働災害につながるおそれがあることから、行政処分を行ったもの。

【別添】県内の建設工事現場一斉監督実施結果(島根労働局)

### 県内の建設工事現場一斉監督実施結果(島根労働局)

#### <u>1 建設工事現場一斉監督実施結果(「 )内は違反率)</u>

	土木工事		建築工事		その他の工事		合計	
監督実施建設工事現場数	36		44		8		88	
うち違反建設工事現場数	16	[44.4%]	21	[47.7%]	1	[12.5%]	38	[43.1%]
うち使用停止等処分工事現場数	1	[2.8%]	5	[11.4%]	0	[0.0%]	6	[6.8%]
監督実施事業者数	95		209		22		326	
うち元請事業者数	36	[37.9%]	44	[21.1%]	8	[36.4%]	88	[27.0%]
うち違反事業者数	16	[16.8%]	21	[10.0%]	1	[4.5%]	38	[11.7%]
うち下請事業者数	59	[62.1%]	165	[78.9%]	14	[63.6%]	238	[73.0%]
うち違反事業者数	15	[15.7%]	24	[11.5%]	1	[4.5%]	40	[12.3%]
うち使用停止等命令書交付事業者数	2	[2.1%]	7	[3.3%]	0	[0.0%]	9	[2.8%]

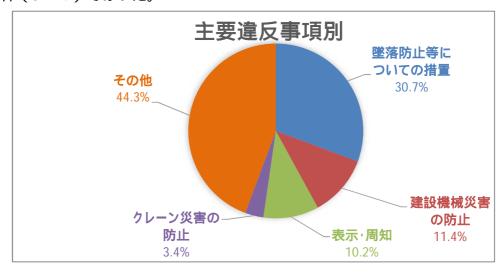
(参考)近年の一斉監督実施状況

	<i>^</i>		$\overline{}$	٠	杜	4	m	,
- (	(今	ш	w	猆	깬	笳	未	

						) / Manual	
	(参考)	)令和4年度	(参考)	令和 5 年度	令和	16年度	
監督実施建設工事現場数		56		41		88	
うち違反建設工事現場数	20	[35.7%]	18	[43.9%]	38	[43.1%]	
うち使用停止等処分工事現場数	1	[1.8%]	1	[2.4%]	6	[6.8%]	
監督実施事業者数		252		156		326	
うち元請事業者数	56	[22.2%]	41	[26.3%]	88	[27.0%]	
うち違反事業者数	20	[7.9%]	18	[11.5%]	38	[11.7%]	
うち下請事業者数	196	[77.8%]	115	[73.7%]	238	[73.0%]	
うち違反事業者数	21	[8.3%]	19	[12.2%]	40	[12.3%]	
うち使用停止等命令書交付事業者数	2	[0.8%]	1	[0.6%]	9	[2.8%]	

## 2 法令違反の状況

- (1) 監督実施建設工事現場88現場のうち、「労働安全衛生法等に係る法令違反」が認められたのは、38現場(43.1%)であり、違反事業者数は78事業場(23.9%)であった。
- (2) 主要違反事項の内訳は、墜落防止等についての措置が27件(30.7%)と最も多く、以下、建設機械災害の防止10件(11.4%)、表示・周知9件(10.2%)、クレーン災害の防止3件(3.4%)であった。



## 3 主な労働安全衛生法違反の態様

違反事項	労働安全衛生法違反の態様 【労働基準監督官の措置内容】
墜落防止等についての措置	・建物周囲に設けた外部足場の一部に手すり等が取り付けられておらず、墜落の危険性がある 【手すり等を取り付けるよう使用停止等命令(行政処分)】 ・足場の作業床について、床材間に大きな隙間が認められ、 墜落の危険性がある 【隙間を規定内にするよう是正勧告】
建設機械災害の防止	・建設機械を使用する作業において、あらかじめ、建設機械の運行経路や作業の方法等について作業計画を作成していない 【作業計画を作成するよう是正勧告】
表示・周知	・作業主任者の氏名等について現場内の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していない 【周知するよう是正勧告】
クレーン災害の防止	・移動式クレーンを使用する作業において、あらかじめ、作業の方法等について作業計画を作成していない 【作業計画を作成するよう是正勧告】

## 熱中症防止対策の好事例



・日差しと照り返しの強い屋上の作業現場に、こまめに休憩できるよう、日よけとミスト付き扇風機を備え付けた休憩所を設置



・WBGT(暑さ指数)の測定器具と WBGT値チェック表を掲示し、熱中症の 危険度を見える化



・太陽光発電を利用した休憩所を設置 し、無償でかき氷を作業者に提供



・WBGT(暑さ指数)の測定器具を携帯し、作業場所での熱中症リスクをリアルタイムで把握

## 重機災害防止対策の好事例



・クレーン旋回範囲内に作業者が立入ることを防ぐため、注意喚起の大きな掲示を設置



・ドラグショベル運転者の死角に入った 作業者をも視認できるカメラを設置